

学割証（学生旅客運賃割引証）の発行について

学割証を利用できるのは、教養学部全科履修生、修士全科生、博士全科生のみです。

また、学割証制度は、鉄道会社等が学校教育の振興に寄与することを目的とし、学生の経済的負担を軽減するために実施している制度で、就学上必要であると認められた場合にのみ利用することが出来る制度です。**学生の自由な権利として使用できる制度ではありません。**

1. 学割に対応している乗車券等

J R	一般普通回数乗車券（11枚綴り） 学生割引普通乗車券※片道100kmを超える場合のみ
私鉄等	一般普通回数乗車券（11枚綴り） ※鉄道会社により一部取り扱えない区間があります
バス	乗車割引整理券（25枚綴り） 割引乗車券（25枚綴り）

2. 学割の適用される範囲

生活基盤となる場所と東京足立学習センター間で、**往路と復路が同一で最短の経路**
※通勤定期の範囲は除外されます。
※生活基盤となる場所とは「自宅」または「日中就業している場合は職場」のみ。

3. 申請場所 ⇒ 原則として東京足立学習センター

※東京足立学習センター以外で面接授業を受講する場合、使用する鉄道会社等によっては東京足立学習センターで発行出来ない場合があります。その時は、面接授業を開講する学習センターでの申請をお願いする場合があります。



利用できる

- ①面接授業の受講及び単位認定試験を受験する場合
- ②ビデオ教材等の再視聴及び図書室を利用する場合（原則、所属センターの利用に限る）
- ③オリエンテーション及び学習相談への出席
- ④大学が主催する学校行事への参加
- ⑤教養学部卒業研究の調査のために指導教員の指示により旅行する場合及び、大学院修士・博士全科生が研究指導のため指導教員の指示により移動する場合又は、実習のため学外の施設に通う場合（要：指導教員が旅行を認めた書類）



利用できない

- ①学部・修士ともに全科生以外（選科履修生、科目履修生）の学生
- ②社会体育参加
- ③サークル活動
- ④個人的任用（公開講座、学習センター主催講座など）
- ⑤単位互換のための他大学への通学
- ⑥通学定期を購入
- ⑦休学中の学生